



第11号

昭和63年7月1日

発行所

坂田郡近江町飯12-3

天の川沿岸土地改良区

☎(0749) 52-0067(代)

63年度事業計画を承認

賦課金一部値上げほか十六議案議決

第34回 通常総代会

六十二年通常総代会が開催されました。去る三月七日午後一時三十分から、改良区会議室で総代四十三名中三十一名の出席を得て議長に小原忠雄氏(箕浦)を選出し、十七議案について慎重審議の結果いずれも原案通り可決決定しました。

- 15 同 賦課金の額及び徴収期日議決について
- 16 同 土地改良事業資金の借入及び償還方法議決について
- 17 一時借入金 の最高限度額及びその借入方法議決について
- その他 附帯議決

来賓祝辞

事業の早期完成を

(現) 県農林部耕地課参事

中橋 規 宏 氏

当改良区の第三十四回通常総代会を盛大に開催されましたことをお祝い申し上げます。

昨今の農業情勢は大変厳しく国際的な問題に発展しておりますなかで土地改良事業に熱心に取り組み、又昨年は生産者米価引下げという事態にめげず、県土、国土保全のために、総代・役員各位を中心として組合員の皆様が真剣に諸問題に取り組み下さる御努力に深く敬意を表する次第です。

事業は、かん排関係で約五〇パーセント、ほ場整備の面工事では約半分の工事が終り近代化された農村の姿が次第に現実となり、こ

- ### ◆ 総代会提出議案
- 1 定款の一部変更議決について
 - 2 昭和六十二年事業計画変更議決について
 - 3 一般会計収支補正予算議決について
 - 4 同 一般会計(農地転用) 収支補正予算議決について
 - 5 同 特別会計(農地転用) 収支補正予算議決について
 - 6 同 特別会計(基幹施設維持管理積立金) 収支補正予算議決について
 - 7 同 特別会計(土地改良施設財産処分) 収支予算議決について
 - 8 天の川沿岸下流部用水改良施設等の廃止処分議決について
 - 9 昭和六十三年事業計画議決について
 - 10 同 一般会計収支予算議決について
 - 11 同 特別会計(農地転用) 収支予算議決について
 - 12 同 特別会計(職員退職給与積立金) 収支予算議決について
 - 13 同 特別会計(基幹施設維持管理積立金) 収支予算議決について
 - 14 同 特別会計(土地改良施設財産処分) 収支予算議決について
 - 15 同 役員報酬の決定議決について

れからの新しい農村建設のために十分に役立たせてほしいと思いません。昨年は水不足で大変御迷惑をおかけしましたが、補正予算で七〇〇ミリポンプを据付け、水の供給についてはほど適正にしているのではないかと思っております。

六十三年度は、西部、西部南は面工事完了し、東部は本格的に着工となります。当改良区受益地の各地区ともほぼ事業採択の見通しが立ったといえるわけで皆様の一致した御努力による工事推進を切にお願いする次第です。

六十三年度の事業量は、当改良区歴史上最高のものとなり、運営の面でも大変むづかしい時期になると思います。どうか大事業の円滑な推進のため、皆さんを中心として組合員各位が一致団結されて事業の早期完成のために一層の御努力を切望して御挨拶いたします。

事業の円滑な推進を



理事長
粕 渕 光 夫

総代各位には御多忙のところ御出席下され、また、来賓の皆様には公務御多忙のところ御臨席賜り厚くお礼申しあげます。

昨年十月臨時総代会を開催して以来、本年度を締めくくる総代会となりました。

各種事業は、おかげ様で順調に消化致しており皆様の御協力に深く感謝致します。かん排事業では六十二年度末で三十九億七千三百万円のうち五十一・五パーセントを消化してまいりました。昨年は四百ミリ揚水機二台で送水しましたが圧力不足で一部地域で水不足が生じたため更に七百ミリ揚水機増設をと陳情をくり返しました結果、県、農政局、本省の御理解を頂き、四月揚水開始に間に合うよう据付け中であります。

ほ場整備事業では、天の川西部南地区が八〇・八パーセント、東部地区が一三・一パーセントの進捗率で、四月東部南が採択されると、かん排、ほ場整備合わせて一二億二千万円という大事業になります。各地区の皆様の大変な御

協力により事業が進捗していることを衷心より厚くお礼申しあげます。

六十三年度へと引続き、新しい事業計画を立て予算を執行するに当り総代の皆様の積極的な御意見を頂きますと共に、事業の円滑な推進と改良区の発展を期すための御協力を切にお願い申しあげます。幸い、県及び町当局の強力な御指導を頂きつつ職員一同懸命な努力を続けておりますことを御報告申しあげ、本日の各議案につき適正な御審議と議決を賜りたくよろしくお願い申しあげます。

総代会議決事項のあらまし

◎定款の一部変更について

今年度新たに東部南地区が県営ほ場整備事業として本格的に着工することになるので、これを定款四条(事業)に盛り込み、分担金納入に対処するため整備を計ったものです。

◎六十二年度一般会計・特別会計の補正について

県営事業の予算変動に伴う工事量の一部変更により、事業計画の変更を予儀なくされたため、一般会計に於て、収入ではほ場整備、

かん排事業等の借入金減が二、二五〇万円、補助金減三三四万円、雑収入増八〇万円。支出では事務費二〇六万円減、揚水費など維持管理費減一七三万円、事業費二、二五二万円減、償還金六二二万円増その他などがあります。

特別会計では農地転用決済金が二〇〇万円増で六十三年度へ繰越し、繰上げ償還の財源に当てます。次に基幹施設維持管理積立金として七〇〇万円を繰り越し、更に土地改良施設財産処分費として公団補償二、五二〇万円を受取り繰り越すことになりました。

◎下流部用水改良施設の廃止処分について

世継地先からの逆水として強力な水の援軍をつとめ新しいポンプ場にバトンタッチした下流部揚水機場を撤去することになり、水源公園との話合いが出来、処分することが決定しました。導水管、送水管も含め、ほ場整備地区内については工事施工と同時に撤去又は破碎し、その他地区については撤去又はモルタル注入により処理します。ほかに、箕浦揚水機場、琵琶田上流、同下流揚水機場も処分の対象となりますが、これらの機場については送水管が細く非補助となるものが多く、できるだけ撤去し一部は埋め込みのまゝ、存置

◎63年度事業計画について

県営事業費 15億8百万円

改良区歴史上最大規模の事業費を計上しました。近江・米原両町当局と一体となり、管内のかん排ほ場整備事業の早期完工を目指して、県及び農政局、本省へ陳情をくり返しなが、九工区で次のような事業を計画しています。

1. かん排事業

揚水機七〇〇ミリ一台を据付完了する。(六十二年度から継続) 北幹線水路工事 五〇〇米

2. ほ場整備事業

西部地区	中央幹線水路工事	一、三五〇米
区画整理	南幹線水路工事	三〇〇米
排水路工事	四億八五四八万円	
西部地区	ほ場整備事業	
区画整理	西部地区	一九・〇ha
排水路工事	区画整理	三〇〇米
西部地区	排水路工事	二億八六二〇万円
区画整理	西部地区	三三・〇ha
道路舗装工事	区画整理	一・六km
西部地区	道路舗装工事	三億七一一〇万円
東部地区	東部地区	
区画整理	区画整理	三〇・〇ha
管水路工事	管水路工事	二五〇米
東部南地区	東部南地区	
道路・排水路工事	道路・排水路工事	二億九六八〇万円
東部南地区	東部南地区	五三〇〇万円

3. 換地事業委託

宇賀野ほか八工区 一六一六万円
以上総事業費一五億八百万円の大事業となります。このうち農林中央金庫からの借入れは三億一〇二二万円となりあとを補助金によることとなります。各事業が皆さんの一致した熱意により円滑に推進し、早期に完工することを願っています。



世継工区より飯工区を望む

◎一般会計収支予算

六億七二四九万九千円

事業費増 五五九〇万円
揚水費増 一四二五万円

事業費増(対前年)に対しては借入金が増により対処しますが、揚水費増については関係地区に対し賦課金の値上げをお願いすることになりました。

かん排関係地区

賦課金値上げを議決

昨年七〇〇ミリ大型ポンプ増設が決定して以来、揚水経費の大幅増加をどうするかについて、理事会、委員会、全員協議会などくり返し開催し慎重な審議を続けてきました。結果、理事会では最終的に六十二年度分については繰越金充当と経費節約により値上げせず、六十三年度分については次の方針で値上げをお願いすることになりました。

1. 増高経費は県宮かん排事業受益地域負担とする。
2. 普通地区、湧水地区、特別地区については据え置く。
3. 当賦課基準は暫定とし、将来揚水計画全体施設が完了時に各分水量を掌握し賦課基準を決定する。将来は経常賦課を事務費

と維持管理費に分けて徴収する方向で検討する。

4. かん排湧水地区は普通かん排地区に編入する。

5. かん排地区はすでに事業に先行投資された施設が稼働される過程にあり応分の増額負担を課す。

以上の方針により細部調整の結果、左の金額に改訂することで今回議決されました。

賦課金値上げは極力避けたいとの考えで五十六年以來据え置き努力してまいりましたが、施設増大と近代化のためには今後どうしても改訂をお願いし、利便な施設を善良な管理のもとに維持保全しなければなりません。値上げは誠に忍び得ないところですが、改良区

の円滑な運営のため何卒御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

63年度賦課金額と納付期日

1. 賦課金(一〇アール当り)

◎普通かん排地区(左の地区のほか全域)

一般経常費賦課五、五三〇円
かん排経常費賦課 八〇〇円
合計 六、三三〇円

◎普通地区(下丹生・枝折・河南・樋口・下多良市街化区域)

一般経常費賦課三、四〇〇円
◎かん排地区(多和田・西円寺・寺倉・日光寺の一部)

一般経常費賦課 六四〇円
かん排経常費賦課 八〇〇円
合計 一、四四〇円

◎湧水地区(宇賀野の一部)
一般経常費賦課 八五〇円

◎特別地区(樋口・三吉・舟崎の一部)
一般経常費賦課一、七〇〇円

◎ほ場整備着工工区
ほ場整備事業費経常費 四〇〇円

2. 事業費賦課金(二〇アール当り)
(ほ場整備借入償還金)

世継 八、三五〇円
宇賀野 一、一七〇円
朝妻 一〇、一五三円
長沢 五、一九〇円
筑摩 八、四七六円
中多良 八、六〇六円
上多良 五、二七三円
下多良 八、六〇六円
能登瀬 一、八四〇円
高溝瀬戸 四、九九〇円
飯新庄箕浦瀬戸 四、七六八円
飯新庄箕浦瀬戸 八九〇円

(事業実施の結果により変更があります。)

3. 徴収期日
経常費賦課金 四、六、八、十月の四期 各二十五日

事業費賦課金 八、十月の 各二十五日

◆賦課金は四月一日現在の所有者に賦課

前記各賦課金は四月一日現在の土地所有者に対して納入通知書を発行します。その後の権利移動のときは、通知書記名者が責任をもつて調整して下さいをお願いします。

◎農地転用

決済金について

賦課金の改訂と事業の拡大に伴い決済金も大巾に値上げとなりました。(二〇アール当り)

普通かん排地区 二〇二、五六一元
かん排地区 一〇二、〇一八円
普通地区 七〇、七四三元
湧水地区 一七、〇〇〇円
特別地区 三六、七四三元

決済金は農地(田)を畑や宅地等田以外の用途に変更する場合、納付することが義務付けられています。これは土地改良法第四十二条第

二項に根拠があり、土地改良区の事業の推進と施設の維持管理を行っていくなかで、一部面積が受益地から除外となる場合、その面積は将来にわたり各種負担から免れることとなります。事業や施設の縮小は困難なことであり、組合員の平等な負担の原則からも他の組合員を保護するために、将来分を含め自分の負担を願って決済して頂くもので定款の定めにより毎年計算し総代会の承認を受けるものです。



63・2……700ミリポンプと730KWモーターを搬入据付工事に入る。
作業は、東芝と電業社機械製作所が担当

金章表彰を受賞

全国土地改良事業団体連合会総会



土地改良区の最高の栄誉である金章を受賞できました。

去る三月二十四日東京千代田区平河町、砂防会館ホールに於て、全国土地改良事業団体連合会小坂善太郎会長から賞状を授与されました。佐藤農林水産大臣や衆参関係議員参席のもと、全国三十四地区の優良土地改良区の一員として粕刈理事長が出席、表彰の栄に浴しました。

当改良区は、すでに銅章・銀章を受賞し約十年を経過しています

が、この間、その組織と運営に於て農政局や県庁等の検査に際し優良と認められ、財政面でも賦課金徴収率は毎年九九・九以上を記録、支出面では節約に努めており、事業に於ては一九〇〇余名組合員の一致団結による推進の努力が認められており、又、施設の維持管理の面では水質悪化に苦しみながら用水の確保と浄化に努め、更に全組合員の農業生産基盤の整備確立のための努力に対しその功績が認められたものであります。

一ご報告一

全国表彰

栄誉ある金章受賞

理事長

粕刈 光夫

このたび、全国土地改良事業団体連合会の栄ある金章を小坂会長より授与されました。

この表彰は、昭和四十三年に銅章を、昭和五十三年に銀章を受賞し、今回の第二十九回の表彰式は、去る三月二十四日、東京平河町の砂防会館大ホールで挙行政され、当改良区が栄誉ある金章受賞の栄に

浴しました。

式典に出席し、受賞いたしました。理事長として大変に嬉しく光栄であります。

この金章受賞への道筋は、積年に亘って、当改良区を支えて来て下さった役員は申すに及ばず、組合員の強固な理解と協力、更に関係両町、関係係者の多大なるご支援のお底であり、過去の永い風雪に耐え抜いた小さな灯火が、いまパツと大きな灯火として、輝いて金章となったものと信じます。

こうした光栄の蔭で亡くなられた物故者に対しまして、合掌ご冥福をお祈りいたします。

受賞を契機といたしまして更に大臣表彰をめざし、ますます研鑽精進いたし、いま農業イジメの真只中にもめげず農業の根幹とする土地改良、整備を加速度的に精進し生産性の高い、わが心が通うふるさとづくり、農村環境づくりを努力しなくてはならないと痛感いたします。いま金章受賞の喜びをみなさんと頒ちあい、ますます改良区繁栄向上のため、更にご協力下さるようお願いをいたし、受賞報告といたします。

(写真は賞状と額)



繰り上げ償還は

換地処分登記後に……

ほ場整備事業公庫資金取扱基準きまる

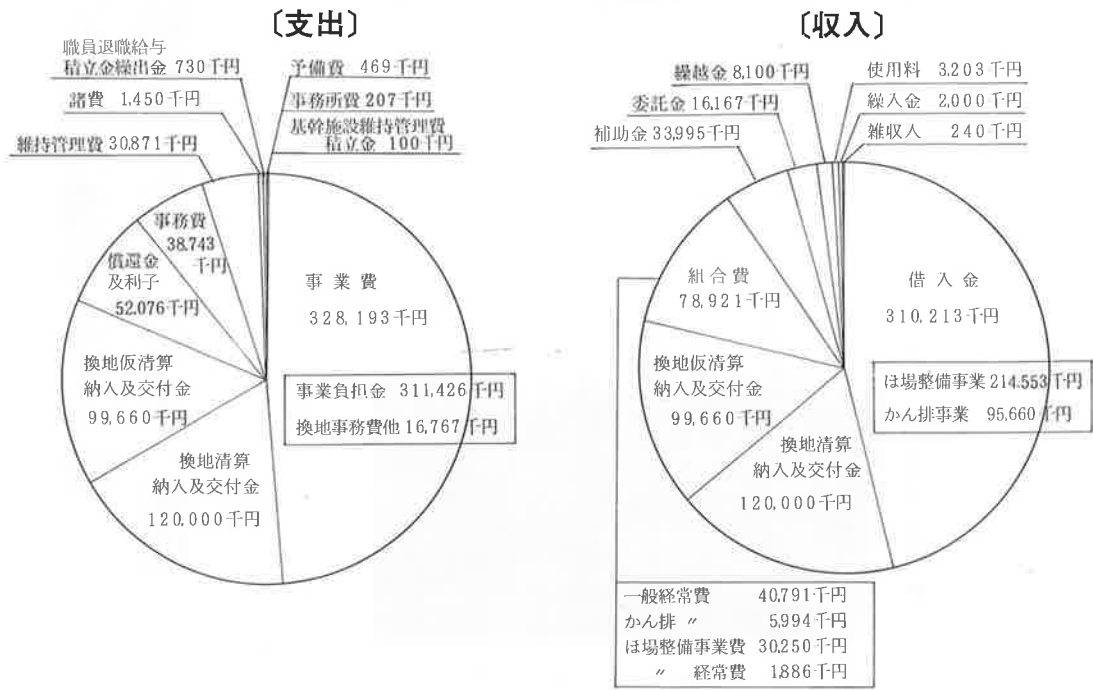
ほ場整備事業実施の場合の工事費は補助金と借入金とを充当し支払いをしています。借入金は、すべて農林漁業金融公庫資金となっています。返済は五年据置き二十年償還で、元利均等年賦償還が原則です。各工区毎に計算し、毎年賦課徴収するわけですが、最近、繰り上げ償還について説明を希望される方がありますので、過日第六回理事会に於て、公庫資金借入金繰り上げ償還取り扱い基準を審議決定され今後これによることになりました。事情により繰り上げ償還を希望されるかたは各工区ほ場整備組合を通じ相談して下さい。

1 申告納付期限と賦課除外年度
 ☆九月末までに申告し十月二十日までに納付
 ☆翌年度から賦課除外
 ☆翌年度から賦課除外
 ☆工区で一回五十万円以上とまること。
 ☆換地一筆一〇〇%返済となること。
 ☆ほ場整備組合経由申告のこと
 3 払込み方法



▶新年度の田植完了
世継第四工区

予算総額 6億7,249万9千円



63年度一般会計収支予算

730kw 973馬力 ◎ 700ミリ揚水機始動 ◎ (節) (水) ○ ○ ○ ○ ○

排水路へ落さず田越しかんがいに協力しよう……泥水流せば土やせる!!

七〇〇ミリ揚水機は、三月中旬に据付けを終り、試運転を実施、出番待ちの状態でしたが、四月下旬から本格運転に入りまして。昨年は、二合のポンプを全力運転して毎秒七五〇リットルの能力で、種々御迷惑をおかけしました。本年は配水面積が約一〇〇ヘクタール増加のため大型揚水機増設を陳情し四月下旬運転開始しました。九七三馬力、毎秒一二三リットルの能力を持つ強力なものです。当然、電気代も大巾に高額となるため、天候を見ながら小型ポンプ二台に切り替えたり降雨、雷鳴時の早目休止など節約運転に努めています。

ます。末端におかれましても、漏水を防ぎ節水につとめて頂き、無効放流のないようくれぐれもお願いします。

▶ 3号機据付け完了



「橋」設置 〓 許可基準きまる

……必ず届け出てください……

- 改良区管理の用水路や排水路などの大切な川です。無許可設置のないよう、又、過大なものを設置しないようお願いいたします。無許可の場合は撤去を願うこととなります。許可基準は次の通りです。
1. 申請書に大字区長、改良区役員の同意印を受け構造図、位置図とともに提出する。
 2. 橋梁は河川構造物に直接荷重がかからない構造とする。
 3. 橋梁巾は個人の場合五米、公共の場合八米以内とし宅地等の広さや目的に応じた最小限のものとする。
 4. 前項の基準を超えるものは理事長は工事委員長、用排水委員長と協議する。
 5. 橋梁巾三米以上の場合一箇所、五米以上の場合二箇所以上のグレーチングを挿入すること。
 6. 橋梁部分の河川清掃は当該使用者が責任をもって実施すること。
 7. 承認手数料は千円とすること。
 8. 橋梁使用により河川構造物に損傷を与えた場合申請者、使用者は連帯して責任を持つこと。
- 以上ですが許可の場合は許可条件とともに許可書を渡します。施行期日は六月十六日です。

びわ湖汚濁防止に一役 循環かんがいゲート完成

びわ湖へ直接排水している農業排水を、出口でせき止め再びポンプ場の水槽へ導き、揚水して再使用するというびわ湖浄化のための非常に効果的な施設が完成しました。

ために県費で設備されました。完成後は改良区に移換され維持管理をしていくこととなります。



完成した循環かんがいゲート

場所は大の川揚水機場の湖側、寺川河口で、南・北両排水路をせき止める樋門をそれぞれ設け、管水路で揚水機場水槽へ導入し再利用するものです。
びわ湖の水質は昭和三十年年代以降、富栄養化が進み、四十六年頃には悪化のピークを示し、その後や、回復、また序々に悪化しているといわれています。
チソンやリンを含んだ排水をびわ湖へたれ流し(特に代かき期)しないよう、皆んなが田の尻みとを確認し更にこの施設により汚れをくい止めることを期待しています。

もとより、われわれはこのような設備に頼るまでもなく、県民としてびわ湖の汚濁を防ぐという自覚をもって努力しなければなりません。

青いびわ湖をいつまでも

◎びわ湖富栄養化防止条例
びわ湖の富栄養化を防止するため、有リン合成洗剤の販売、使用の禁止をはじめ工場排水中のチソン・リンを規制する。条例としては我が国最初で五十四年十月制定された。

工区の動き

多和田工区

去る二月二十一日午後一時より多和田会館に於て、前川町長、粕淵理事長及び町、改良区関係者が出席し、地元地権者による多和田工区ほ場整備組合の設立総会が開催され、別記のとおり新役員が決定しました。その他主な審議事項として事業計画の概要説明、組合規約等が承認議決されました。

その後、組合役委員会を度々開催し今後のスケジュールが話し合われ、先進地の視察研修、ほ場整備事業のあらまし、換地評価等の勉強会が実施され、地域界の杭打ちを終え、現在アンケートを参考とし換地評価の基準細則等作成の作業が進められており、これらが役委員会で決定次第地権者総会に図られる予定です。

一方、県においては地域の確定に基づき測量調査設計が実施され、今後工事計画の検討、換地配分計

画等について、地元役委員を交えて協議を重ね、順調に進めば昭和六十四年秋の収穫を待つて着工に向け諸作業が進められる予定です。関係者の皆さんの格別の御支援、御協力をお願い致します。

多和田ほ場整備 組合役員名簿

組合長	堀 源助
副組合長	北川 吉一
会計・庶務	庄司 定三
換地委員長	北川 修次
(副)	北川 茂次郎
委員	北川 太郎
"	北川 和男
"	土川 恵章
"	北川 文夫
"	北川 栄一
評価委員長	北川喜一郎
(副)	法戸 源治
委員	粕淵 昭三
"	北川 吉美
"	高倉 五男
"	庄司 栄市
工事委員長	粕淵 一男
(副)	筒井 勇夫
委員	池田 彦一
"	北川 行雄
"	磯部 一郎
休耕管農対策委員長	北川和男
(副)	庄司 栄市
委員	北河 栄一
"	粕淵 昭三

飯工区

委員 北川 吉美
" 北川 太郎
(各正副委員長兼務)



飯第一工区田植完了

飯工区第一工区(幹線道路より以西)については、本年四月工事完了、植付も終り整然とした区画に水稲が青々と生育しており今後の稲作管理に万全を期し、豊作を祈るものです。
地権者の皆様には、一部手直し等、何かとご手数をかけ、ご協力を賜ったことを感謝いたします。

六十三年度施工については残り一八〇ヘクタールの区画整備事業（JR横断道路工事を除く）とかん排事業の幹線管水路工約五五〇m（国道八号線）の実施設計も終り、現在計数整理等、入札の準備がおこなわれ、七月に入りましたら、業者の選定、入札を実施JRより以西の工事が施工されま

す。JRより以东については秋の取入後に工事がおこなわれ、来春には全部完了の予定です。工事が順調に進行できますよう当工区関係の皆様のご協力をよろしくお願いします。

新庄・箕浦・顔戸地区

三月の初め、換地委員会において換地選定作業に着手して以来再々々の協議、検討の結果、ようやく換地計画原案がまとまりました。これに伴い、各支部ごとに六月二十六日権利者総会を開催し、換地計画原案の発表があり、あと異議の申立て受理を経て、七月十三日には県主催換地計画決定会議が開催され換地計画原案が決定します。一方、工事委員会では実施計画に基づいて地区内の用排水路、道路など、地元にとって最善となるように種々検討がなされています。63年度施行の箕浦（新幹線から

東）及び新庄（北縦の西）地先は現在休耕地であり、七月の終りには工事着工の予定です。

これらの工事は、ポンプ送水管埋設工事と同時施工となります。関係地区の皆さんの御協力により工事が円滑に進行し一日も早く美田に生れ変わることを願っています。

上多良工区



▶一部完成の上多良工区

上多良工区の第一工区（町道より西）については、本年四月工事が完了し引き続き第二工区（町道東）におきましても、九号分水工の道路より南側の部分が完了、植

付も終わっています。集落東側の文化財調査も終り整地もほぼ仕上り現在上多良踏切の堤防道路を排水カルバートボックス並びに用水管敷設のため通行止めになっており関係地先の方にはご迷惑をおかけしております。残り堤防道路より北約三・四ヘクタールにつきましても着々と工事が進んでおり八月末には全部完了する予定です。

キレイな川 豊かなふるさと



長沢工区JR西完成

長老墓地川（能登瀬）サイホン工事着工

一級河川長老墓地川（多和田上流方面から能登瀬地先で天の川に合流）の河川改修工事を昨年に引き続き県土木が実施します。本年度は幹線水路との交差部分の工事を実施することになりました。河床が下がり、川巾が広くなることから従来のサイホンを取りこわし新しく造り変える必要が生じたため、昨年来能登瀬区の皆様と県、改良区それぞれ設計について話し合いを続けてきました。工事は米沢組が施工することになり、すでに工区用道路も設けられ別の箇所です。サイホン呑口側の工事が行われています。

用水を止めることはできないため、できるだけ用水時期を避けながら実施されます。（秋以降も確保）新しいサイホンは現在のもので、違い大型となるため、できる限り維持管理の容易なように多くの改良がなされています。呑口、吐口とも三米四方、深さ約七米、両岸約二十米を一・五米のパイプで結ぶもので沈砂地、余水吐や放水路などに新しい工夫がなされ、除塵機（手動）も取付けられます。

複雑な工事となりますので関係地先の皆様の格別の御協力をよろしくお願いします。

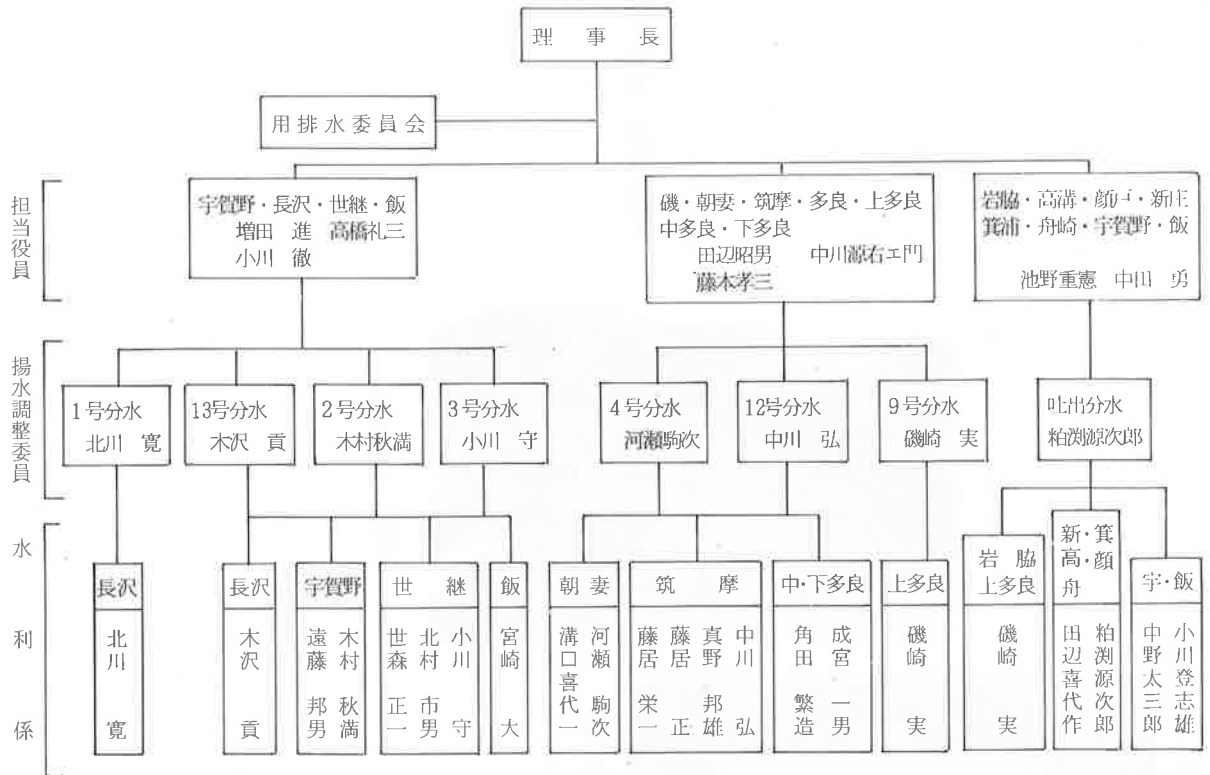
「我田引水」にも心くばり・気くばりを

「我田引水」農業者にとってこの気持ち、痛い程わかります。昔は田の水回りは、歩いてか又は、自転車ですとまわり、水に苦勞する田は何回も行った夜も寝ず……わが子に乳を吞ませる気持ちです。

ほ場が整備され、水路がよくなり、道路が広くなるとバイクや自動車でいそがしく走り回り短時間のうちに水を張ろうと、水口を一杯に開け大量の水を取る、みんな一斉にこれをやれば下流の田は困ってしまいます。どうか、心くばり、気くばりで皆さん仲よくお願いしたいものです。

温かくした水を排水路へ落している人があります。冷たい水を入れながら、びわ湖の沖から仕入れた水は今までの川の水より5度くらい冷たくてキレイです。苗の発育をよくしてやるため冷さないよう十分な気くばりをお願いします。オープン水路の末端で排水路へ水を落とすこと程モットイナイこととはありません、捨ててしまうのですから、吐き出し口バルブの取扱いは、末端で大量に流れないよう心くばりを切にお願い申し上げます。節水は経費の節減。

63年度 揚水調整委員会組織図

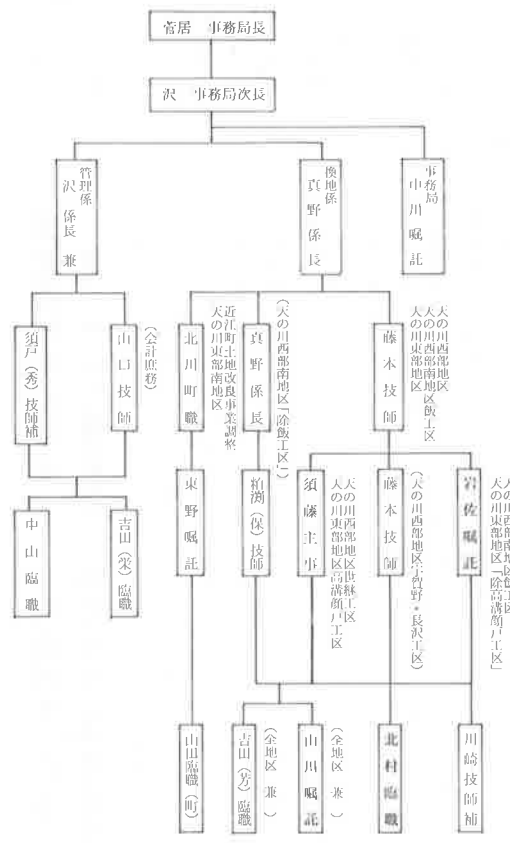


揚水機運転計画決まる

揚水調整委員会開催

二月十七日揚水調整委員会を開催、六十三年度揚水計画について審議決定しました。今回新しく配水される長沢、飯、世継、上多良の各工区について委員、水利係として別表の皆さんに就任いただきました。計画表は各戸配布しましたが、内容は次の通りです。

63年度事務局配置図



（四月五月分は省略）

63年度ポンプ運転計画

五月十一日—六月二十日

七時—十八時

六月二十一日—七月二十日

運転 休 止

七月三十一日—八月十一日

の奇数日

八月三十一日—八月十六日

八月十二日—八月三十日

七時—十八時

九月一日—九月十五日

八時—十六時三〇分

泥水流せば土やせる、びわ湖汚れる、現在びわ湖へ流れ込んでいける河川は約四六〇本、出口は瀬田川と疎水だけ、水を総入れ替えるのに約二〇年かかるといわれる。工場・家庭などの汚れた排水は、一端流入すればなかなか汚れは消えない。農業においても尻水戸をしっかりと、あせから水もれはないか十分気をつけて川とびわ湖を汚さないよう御注意をお願いします。県のパトロールでも河川透視度は五月連休時が最悪となっています。各工区とも大事業を展開中です。事務局も新しい局長を迎え懸命の努力をしています。旧倍の御支援をお願いします。

編集後記